

改正

平成29年9月28日条例第12号

平成29年9月28日条例第13号

令和2年3月30日条例第2号

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興を中心とした、本市の文化を創造する拠点（以下「文化創造拠点」という。）及びその関連施設について、別に条例で定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定その他管理に関する必要な事項を定めることにより、文化創造拠点等を構成する施設を一体的に管理し、もって積極的な連携及び機能の融合を図ることを目的とする。

(構成施設)

第2条 文化創造拠点は、次に掲げる公の施設をもって構成する。

- (1) やまと芸術文化ホール条例（平成26年大和市条例第12号）に基づくやまと芸術文化ホール
- (2) 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）に基づく大和市立図書館
- (3) 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）に基づく大和市生涯学習センター
- (4) 大和市屋内こども広場条例（平成26年大和市条例第13号）に基づく大和市屋内こども広場

2 文化創造拠点等は、文化創造拠点に次に掲げる公の施設を加えたものをもって構成する。

- (1) 大和市立図書館条例に基づく次に掲げる施設
 - ア 大和市立中央林間図書館
 - イ 大和市立渋谷図書館
- (2) 大和市生涯学習センター条例に基づく次に掲げる施設
 - ア 大和市つきみ野学習センター
 - イ 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター
 - ウ 大和市桜丘学習センター
 - エ 大和市渋谷学習センター

(指定管理者の指定の手續等)

第3条 前条に掲げる公の施設の指定管理者の指定の手續等は、一体的に行うものとする。

(公募)

第4条 市長は、指定管理者に文化創造拠点等の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 文化創造拠点等の概要
- (2) 申込期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(指定管理者の指定の申込み)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に文化創造拠点等の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(選定基準)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 文化創造拠点等を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 文化創造拠点等の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 文化創造拠点等の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 文化創造拠点等の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準

(選定結果の通知)

第7条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行っ

た団体に通知しなければならない。

(再選定等)

第8条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第6条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、文化創造拠点等の管理を行うことが不適當であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第4条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

(指定管理者の指定)

第9条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

(指定期間)

第11条 文化創造拠点等の指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長と文化創造拠点等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 施設又は設備の原状回復に関する事項
- (7) 損害賠償に関する事項

- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項
(事業報告書)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、文化創造拠点等に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項
(指定の取消しの告示等)

第14条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第4条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、文化創造拠点等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第16条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報取扱い等)

第17条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者及び文化創造拠点等の業務に従事している者は、その管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(情報公開)

第18条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による情報の公開を適正かつ円滑に実施するため、管理業務の内容に係る文書、図画、写真及び電磁的記録を適正に管理するものとする。

(審議会の設置)

第19条 文化創造拠点等の管理等に関する事項を審議するため、附属機関として大和市文化創造拠点等運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、文化創造拠点等の管理等に関する事項について調査審議し、その結果を市長に報告し、又は市長に意見を述べる。
- 3 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月3日から施行する。ただし、第1条から第8条まで、第19条、第20条及び次項の規定は、平成26年7月1日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

- 3 第9条から第18条までの規定は、第2条第2項（第1号ア及び第2号イを除く。）に掲げる施設については平成31年3月31日まで、同項第1号アに掲げる施設については平成30年3月31日まで、同項第2号イに掲げる施設については同年7月31日までの間は適用しない。
- 4 第3条の規定にかかわらず、教育委員会は、第2条第2項に掲げる施設について、最初に指定管理者の指定の手續等を行うときは、その施設ごとにこれを行うことができる。

附 則（平成29年9月28日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第1条及び附則第4項から第8項までの規定は平成29年10月1日から、第2条の規定は平成30年8月1日から施行する。

（大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 附則第4項の規定の施行の際、現に同項の規定による改正前の大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例第19条の規定に基づく審議会の委員（以下この項において「旧審議会の委員」という。）である者は、改正後の大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例第19条に基づく審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧審議会の委員として委嘱された日から起算する。

附 則（平成29年9月28日条例第13号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は平成29年10月1日から、第3条の規定は平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分、手續等の効力に関する経過措置）

- 7 施行日前に第3項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例（これに基づく規則を含む。）の規定によってした処分、手續その他の行為であって、これらの規定による改正後のそれぞれの条例（これに基づく規則を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってしたものとみなす。